

大学共同利用機関法人自然科学研究機構公印及び電子署名に関する規程

平成16年4月1日

自機規程第15号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）において使用する公印及び電子署名に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公印 業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより、当該文書が真正であり、かつ、効力を有することを認証することを目的とするものをいう。
- 二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の電子署名であつて、その使用により公印と同様の効果を得ることを目的とするものをいう。

(公印の作成等)

第3条 公印の作成又は改刻は、機構長が行う。

- 2 公印は、方形又は円形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に刻印すべき文字を明瞭な字体で浮き彫りにするものとする。この場合においては、「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻することができる。

(公印の種類及び寸法)

第4条 公印の種類及び寸法は、別表第1から別表第6のとおりとする。

(公印の管守)

第5条 公印管守責任者及び公印管守担当者は、別表第1から別表第6のとおりとする。

- 2 公印管守責任者は、公印に関する事務を総括するとともに公印の管理に関し公印管守担当者を監督する。
- 3 公印管守担当者は、公印管守責任者の命を受け、公印が適切に使用されるよう管理するとともに公印が使用されないときは、それを確実な保管場所に格納し、厳重に保管しなければならない。
- 4 公印管守責任者は、別記様式による公印簿を備え、これに新たに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を公印とは別の確実な保管場所に格納し、厳重に保存しなければならない。
- 5 事務局総務課長は、公印簿により、機構において使用するすべての公印の印影を保存しなければならない。

6 公印管守責任者は、公印の盗難その他の事故が生じたときは、ただちに機構長に報告しなければならない。

(公印の使用等)

第6条 公印の使用を必要とする場合は、決裁・法人文書管理システム(以下「システム」という。)に必要な事項を登録することにより、公印管守責任者又は公印管守担当者(以下「公印管守責任者等」という。)に公印の使用を請求するものとする。

2 公印管守責任者等は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、押印を受けようとする文書とシステム上の文書又は決裁済みの原議書とを照合した上で、自ら押印し、又はその立会いのもとに公印の使用を請求した者に押印させることができるものとする。

第7条 削除

(公印押印の特例)

第8条 一定の字句からなる文書等で多数印刷するものにあつては、公印管守責任者が支障ないと認めたときは、その公印の印影を当該文書等と同時に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報セキュリティ対策に関する基本規程(平成28年自機規程第111号)第3条第2号に規定する情報システムを使用して作成する文書に公印の印影を出力する場合は、その出力した公印の印影を公印の押印とみなすことができる。

3 公印の押印を要する文書について、名義者の署名をもって公印の押印に代えることができる。

(公印の省略)

第9条 公印の省略については、次の各号に定めるところによる。ただし、公印管守責任者が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

一 機構内のみで処理される文書は、原則として公印の押印を省略する。

二 機構外へ発送する文書であつて、大学共同利用機関法人自然科学研究機構文書決裁規程(平成21年自機規程第80号)第2条第2号に規定する決裁者が認めた場合には、公印の押印を省略できる。

三 前号で公印を省略する場合には、当該文書の発信名義者の下部に「(公印省略)」の文字を記載する。

(公印の廃止)

第10条 機構長は、改刻又は廃止により不用となった公印があるときは、当該不用となった公印を廃棄しなければならない。

2 機構長は、前項の規定による廃棄に当たっては、断裁、破碎等適切な方法により確実に処分しなければならない。

(電子署名の名義)

第11条 電子署名の名義は、別表第1から別表第5の種類欄に掲げる印の名義とする。

(電子署名の管守)

第12条 電子署名管守責任者は、別表第1から別表第5の公印管守責任者欄に定める者をもって充てる。

2 電子署名管守担当者は、別表第1から別表第5の公印管守担当者欄に定める者をもって充てる。

3 電子署名管守責任者は、電子署名に関する事務を総括するとともに電子署名の適正な管理に関し、電子署名管守担当者を監督する。

4 電子署名管守担当者は、電子署名管守責任者の命を受け、電子署名を適切に管理しなければならない。

5 電子署名管守責任者は、電子署名の不正使用その他の事故が生じたときは、直ちに機構長に報告しなければならない。

(電子署名の使用)

第13条 文書の発信名義者の電子署名を必要とする者は、システムに必要な事項を登録することにより、電子署名管守責任者又は電子署名管守担当者（以下「電子署名管守責任者等」という。）に電子署名の使用を請求するものとする。

2 電子署名管守責任者等は、前項の規定により電子署名の使用の請求を受けたときは、電子署名を付与しようとする文書の電子データと決裁済みの原議書とを照合した上で、電子署名を付与するものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月16日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月23日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月24日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月20日改正）

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (機構に係るもの)

種 類	寸 法	個 数	公印管守責任者	公印管守担当者
大学共同利用機関法人自然科学研究機構長印(登記印)	30ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構長印(副印)	30ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構長印(銀行印)	直径18ミリメートル	1	事務局財務課長	財務課経理係長
自然科学研究機構印	30ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構監事印	28ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構長選考・監察会議議長印	21ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構事務局印	30ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構事務局長印	25ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構事務局次長印	23ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構事務局総務課長印	20ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構事務局人事労務課長印	20ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構事務局財務課長印	20ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構事務局研究協力課長印	20ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構事務局財務課施設・資産マネジメント室長印	20ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長

自然科学研究機構監査室長印	20ミリメートル平方	1	事務局総務課長	総務課総務係長
---------------	------------	---	---------	---------

自然科学研究機構長印（副印）については、その用途を、機構に係る証明書、請求書、官公庁等への届出書、契約書（登記印を使用するものを除く。）等に限る。

## 別表第2（国立天文台に係るもの）

種類	寸法	個数	公印管守責任者	公印管守担当者
自然科学研究機構長印（副印）	30ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
自然科学研究機構長印（副印）	30ミリメートル平方	1	事務部総務課長	野辺山宇宙電波観測所庶務係長
自然科学研究機構長印（副印）	30ミリメートル平方	1	事務部総務課長	水沢VLBI観測所庶務係長
自然科学研究機構長印（銀行印・副印）	直径15ミリメートル	1	事務部財務課長	財務課総務係長
自然科学研究機構長印（銀行印・副印）	直径15ミリメートル	1	事務部総務課長	野辺山宇宙電波観測所庶務係長
自然科学研究機構長印（銀行印・副印）	直径15ミリメートル	1	事務部総務課長	水沢VLBI観測所庶務係長
国立天文台印	30ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台長印	30ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台事務部長印	21ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台事務部総務課長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台事務部研究推進課長印	20ミリメートル平方	1	事務部研究推進課長	研究推進課研究支援係長
国立天文台事務部財務課長印	20ミリメートル平方	1	事務部財務課長	財務課総務係長
国立天文台事務部経理課長印	20ミリメートル平方	1	事務部経理課長	経理課経理係長

国立天文台事務部施設課長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台国際連携室長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台ハワイ観測所長印	20ミリメートル平方	1	ハワイ観測所事務長	ハワイ観測所庶務係長
国立天文台チリ観測所長印	20ミリメートル平方	1	チリ観測所事務長	チリ観測所事務長
国立天文台アルマプロジェクト長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台野辺山宇宙電波観測所長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	野辺山宇宙電波観測所庶務係長
国立天文台水沢VLBI観測所長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	水沢VLBI観測所庶務係長
国立天文台太陽観測科学プロジェクト長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台天文シミュレーションプロジェクト長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台天文データセンター長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台先端技術センター長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長
国立天文台天文情報センター長印	20ミリメートル平方	1	事務部総務課長	総務課総務係長

自然科学研究機構長印（副印）については、その用途を、国立天文台に係る証明書、請求書、官公庁等への届出書、契約書（登記印を使用するものを除く。）等に限る。

別表第3（核融合科学研究所に係るもの）

種類	寸法	個数	公印管守責任者	公印管守担当者
自然科学研究機構長印（副印）	30ミリメートル平方	1	管理部総務企画課長	管理部総務企画課長
自然科学研究機構長印（銀）	直径15ミリ	1	管理部財務課長	財務課監査係長

行印・副印)	メートル			
核融合科学研究所印 (縦)	30ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所印 (横)	30ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所長印 (縦)	30ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所長印 (横)	30ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所運営会 議議長印	23ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所副所長 印	23ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所研究部 長印	23ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所管理部 長印	23ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所技術部 長印	23ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所管理部 総務企画課長印	20ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所管理部 財務課長印	20ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所管理部 研究支援課長印	20ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所管理部 施設・安全管理課長印	20ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長
核融合科学研究所図書室 長印	20ミリメー トル平方	1	管理部総務企画課 長	総務企画課総務係 長

自然科学研究機構長印(副印)については、その用途を核融合科学研究所に係る証明書、請求書、官公庁等への届出書、契約書(登記印を使用するものを除く。)等に限る。

別表第4(岡崎3機関に係るもの)

種 類	寸 法	個 数	公印管守責任者	公印管守担当者
自然科学研究機構長印（副印）	30ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構長印（銀行印・副印）	直径15ミリメートル	1	岡崎統合事務センター財務課長	財務課監査・財務総務係長
基礎生物学研究所印	30ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
基礎生物学研究所長印	30ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
基礎生物学研究所運営会議議長印	27ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
基礎生物学研究所技術課長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
生理学研究所印	30ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
生理学研究所長印	30ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
生理学研究所運営会議議長印	27ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
生理学研究所技術課長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
分子科学研究所印	30ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
分子科学研究所長印	30ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
分子科学研究所運営会議議長印	27ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
分子科学研究所技術推進部長印	23ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
分子科学研究所極端紫外光実験施設長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
分子科学研究所協奏分子システム研究センター長	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長

印				
分子科学研究所機器センター長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
分子科学研究所装置開発室長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構岡崎統合事務センター長印	27ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構計算科学研究センター長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構動物資源共同利用研究センター長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構アイソトープ実験センター長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構岡崎統合事務センター総務課長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構岡崎統合事務センター人事労務課長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構岡崎統合事務センター国際研究協力課長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構岡崎統合事務センター財務課長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構岡崎統合事務センター調達課長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長
自然科学研究機構岡崎統合事務センター施設課長印	20ミリメートル平方	1	岡崎統合事務センター総務課長	総務課企画評価係長

自然科学研究機構長印（副印）については、その用途を岡崎3機関に係る証明書、請求書、官公庁等への届出書、契約書（登記印を使用するものを除く。）等に限る。

別表第5（機構直轄研究施設に係るもの）

種 類	寸 法	個 数	公印管守責任者	公印管守担当者
自然科学研究機構共創戦略 統括本部長印	23ミリメ ートル平方	1	事務局総務課長	事務局総務課総務 係長
自然科学研究機構アストロ バイオロジーセンター長印	23ミリメ ートル平方	1	国立天文台事務部 総務課長	国立天文台事務部 総務課総務係長 岡崎統合事務セン ター総務課企画評 価係長
自然科学研究機構生命創成 探究センター長印	23ミリメ ートル平方	1	岡崎統合事務セン ター総務課長	岡崎統合事務セン ター総務課企画評 価係長

機構直轄研究施設に係る証明書，請求書，官公庁等への届出書，契約書（登記印を使用するものを除く。）等において自然科学研究機構長印を使用する必要がある場合は，当該事務を処理した事務組織が管守する自然科学研究機構長印（副印）を使用するものとする。

別表第6（文部科学省共済組合自然科学研究機構支部に係るもの）

種 類	寸 法	個 数	公印管守責任者	公印管守担当者
文部科学省共済組合自然 科学研究機構支部長之印 （取引金融機関登録印鑑）	20ミリメ ートル平方	1	事務局人事労務課 長	人事労務課福利厚 生係長
文部科学省共済組合支部 長之印（法人文書及び組合 員証用）	25ミリメ ートル平方	1	事務局人事労務課 長	人事労務課福利厚 生係長
支部長検印（組合員証検印 用）	8ミリメ ートル平方	1	事務局人事労務課 長	人事労務課福利厚 生係長

## 別記様式

## 公印簿

(印影)	
印影の名称	
印材	
寸法	
作成・改刻年月日	
使用開始年月日	
廃止年月日	
備考	

注1. 用紙は、公印1個につき1枚とすること。

注2. 印影欄には、押印した印影の上に透明なシール等を貼付すること。